

国民年金保険料控除証明書の発行について

所得税法が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した保険料を証明する書類の添付等が義務付けられました。このため、9月までに保険料を納付された方には、社会保険庁から控除証明書が11月に送付されますので、年末調整や確定申告を行うまで大切に保管してください。また、12月11日(日)に岩国社会保険事務所では国民年金保険料の納付相談を行いますので、お気軽にお越しください。(なお、当日年金相談は実施しておりません。)

◆受付時間/午前9時30分～午後4時まで

岩国社会保険事務所

☎0827(24)2222

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもの笑顔は島の宝です。

子どもの笑顔が島に溢れるよう次代を担う児童の健全な育成に地域全体で取り組みましょう。今年度より児童相談の窓口が市町村となりました。どんなことでも気軽ににご相談ください。

- 福祉課
 - 子育て支援センター大島
 - 子育て支援センター橘
 - 久賀保健センター
 - 大島保健センター
 - 東和保健センター
 - 橘保健センター
- ☎77-5505
☎74-1015
☎74-1015
☎79-1006
☎74-1011
☎78-2200
☎77-5504

平成18年4月より麻しん・風しんの予防接種が変わります

	現在	改正後(平成18年4月1日から)
ワクチン	麻しん単抗原ワクチン 風しん単抗原ワクチン	麻しん風しん混合ワクチン
接種回数	各1回	2回(第1期、第2期 各1回ずつ)
接種対象者	生後12月から24月に至るまでの間にある者	第1期 生後12月から24月に至るまでの間にある者
		第2期 5歳以上7歳未満で、小学校就学の始期に達するまでの日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者(いわゆる年長児)

◆問い合わせ先
久賀保健センター ☎79-1006
大島保健センター ☎74-1011
東和保健センター ☎78-2200
橘保健センター ☎77-5504

めざせ！ かしこい消費者

新聞の購読契約は慎重に

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

【相談】
自宅にやって来た新聞販売員に「5年間の購読契約をすれば景品をつける」と言われ、つい契約してしまっただが、よく考えると購読期間が長く、必要もないので解約したい。

一方的な理由での解約は困難になりますので、契約期間はなるべく短めにするとよいでしょう。「景品につられて契約したがやめたい」、「うっかりして2紙重複して購読することになってしまった」など、契約に対する認識の甘さがトラブルの原因になっています。トラブルを避けるには、販売員が自宅に訪問してきた際、必要ないものであればきっぱりと断ることが肝心です。また、迷った時にはその場ですぐに契約しないで家族や知人にも相談するなど、消費者の慎重な対応が望まれます。

【ワンポイント講座】

新聞購読に関するトラブルの多くが訪問販売によるもので、相談内容も契約・解約に関するものがほとんどです。新聞の購読契約は、クーリング・オフ期間を過ぎると

一人で悩まず、
まず相談！

